



特集！あなたの身の回りは大丈夫？

その1

絶対やめよう！飲酒運転

飲酒運転をする人が後を絶たず、悲惨な交通事故を起こしており、今や全国的な問題となっています。罰則も強化されていますが、更なる強化が検討されています。

| | | |
|-----------|---|----------------------|
| 〔飲酒運転の罰則〕 | 酒酔い運転 | 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金 |
| | 酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上) | 1年以下の懲役、または30万円以下の罰金 |

■飲酒運転の検挙・飲酒運転による交通事故の状況

※平成18年9月末現在

| | 検挙件数 | 事故件数 | 負傷者数 | 死亡者数 |
|-------|--------|------|------|------|
| 広島県内 | 2,580件 | 243件 | 364人 | 13人 |
| 東広島市内 | 142件 | 12件 | 19人 | 1人 |

飲酒運転した人の多くが、「少ししか飲んでいないから大丈夫」、「そんなに酔っていないから大丈夫」、「警察官に見つからなければ良い」等と思って安易に運転しています。

飲酒運転に「つい」、「うっかり」はありません！

**悲惨な交通事故につながる
飲酒運転は絶対にやめましょう。**

- ◆飲んだら運転しない。
- ◆運転するなら飲まない。
- ◆運転する人には飲ませない。

その2

架空請求詐欺の実態

「こちらは債権管理センターです。サイトの使用料金が未払いなので、あなたに民事訴訟の準備がされています。」このような不審な電話がかかってきたりハガキやメールが送られてきたことはありませんか。架空請求詐欺は、不特定多数の人を対象に行われ、その被害も後を絶ちません。

■被害状況

※平成18年9月末現在

| | 被害件数 | 被害総額 |
|-------|------|--------------|
| 広島県内 | 171件 | 1億6016万9286円 |
| 東広島市内 | 13件 | 1003万9790円 |

東広島市内での主な請求手段

- 民事訴訟などの名目のハガキを送付して請求……………4件
- 有料サイトの入会金・利用料金として請求……………3件

架空請求をされた場合の措置

- ハガキやメールが送られてきても、心当たりがないものは、絶対に連絡をしない。
- お金は絶対に振り込まない。
- 警察に相談する。

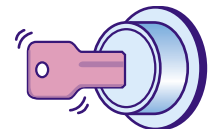
その3

黒瀬町内でワンルームマンションを狙った泥棒発生！

黒瀬町内のワンルームマンションを対象に、無施錠の窓や玄関ドアから室内に侵入して衣類等を盗む泥棒が連続発生しています。

被害に遭わないために

- 外出するときは、鍵を確実にかけて外出する。
- 女性用の衣類等は人目に付かないところに干す。



その4

ドアロック忘れの車上ねらい多発！！

駐車中の車内においてある荷物や現金を盗む「車上ねらい」が多発しています。

被害に遭わないために

- 荷物や現金を車内に置かない。
- 車から離れるときは、必ずドアロックをする。

資料提供：西条警察署